

シニアライフ ふろろろず 相談室

遺言書作成③

相続・遺言に詳しい司法書士法人みつ葉グループ相続事業部マネージャーの廣木涼司法書士が解説する遺言書の論点。最終回である今回は、「遺言執行者」について。

「遺言執行者」は、簡単にいうと「遺言の内容を実現する人」で、遺言書の中で定めておくことが可能です。遺言執行者になった人は、遺言者が亡くなり相続が発生すると、遺言の内容の実現に向け、さまざまな手続き

あり、人数が多いと大変です。また、遺言の内容を快く思わない人が協力をしてくれず、手続きが滞ってしまうようなケースもあります。このような事態に陥ることなく、スムーズに遺言の内容を実現するためには、遺言執行者を指定しておく必要があります。

遺言執行者の主な仕事の内容は、①相続人全員に対する遺言執行者に対する通知②戸籍など必要となる公的書類の収集③相続財産の調査と財産目録の作成④相続財産の義理変更手続き(預貯金の解約、有価証券の名義書換、不動産の登記申請など)⑤売却して分割する財産についての換価手続き⑥相続人・受遺者全員に対する業務完了

報告など、多岐にわたります。大きな責任を背負っており、相続発生後、相当な労力を費やさなければならぬことを覚悟する必要があります。

未成年者や破産者を除き、遺言執行者には、基本的に誰でもなることが可能です。未成年者や破産者を除き、遺言執行者には、基本的に誰でもなることが可能です。

「不慣れた手続きの連続に、心身ともに疲れ切ってしまう……」というように、最近では、遺言作成の段階から、弁護士、司法書士、信託銀行などのプロを遺言執行者に選定する人が増えています。

報酬を支払う必要があるものの、形式面でも実務面でも不備のない遺言書を作成することができ、相続発生後は、わずらわしい遺言執行の手続を任し、遺言の内容を確実に実現してもらえたいという感覚を覚える人が多いようです。



別項記載の「録画データプレゼント」セミナーの収録に臨む廣木涼司法書士

「遺言執行者」指定で円滑な相続

読者の皆さんも、この機会に、「相続トラブル防止」と「相続人の負担軽減」の観点から、遺言書について考えてみませんか？ ご相談は、お気軽に。

廣木涼司法書士 無効にならない遺言書の書き方伝授

本稿執筆者の廣木涼司法書士によるセミナーの録画データを、セミナー資料(PDF)とともにお届けします。「『遺言書を書いてあるから大丈夫』とよく聞きますが、実際にお亡くなりになった後、遺言書が無効とみなされ、ご家族が頭を抱えてしまうような事例も。そんなトラブルにならないために、遺言書の基本的な書き方をお伝えします」と廣木司法書士。

ご希望の方は、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入の上、一般社団法人シニアライフよろず相談室宛にEメール(info@yoro-zu-soudan.com)でお申し込みください。お申込みいただいたメールアドレス宛に、14日以降、URLとセミナー資料(PDF)をご案内させていただきます。URLをクリックいただくと、YouTube経由でセミナーを視聴いただけます。

■相談受け付けます
電話：03-5992-2463(平日9時～19時)
FAX：03-5992-4355
NBF池袋タワー16階
東京都豊島区東池袋1-3-8